

排水設備及び公共ます取付管の申請等に関する留意事項

【排水設備申請時・竣工時の留意事項】

1 既設公共ますについて

公共ますが規格外の深さや、すり鉢状の時は「申請時」に写真を提出し「公共ます受付担当」の確認を受けてください。

2 排水系統・通気系統について

- ・屋上にドレン排水がある場合は垂れ流しせず、汚水系へ接続してください。
- ・トイレを1・2階に設け同じ柵に流入する時は、2階からのタテ管がφ75mmの際は封水破壊が発生するので通気が必要です。（φ100mmであれば必要無し）
- ・合流区域が分流区域に変更になった地区（上杉・長町地区等）や合流区域と分流区域の区域界で分流区域から合流管へ流入する宅地の排水設備は、汚水系と雨水系を別々に設置し、公共柵の手前で合流させる配管としてください。
- ・合流区域の場合、前面に街渠柵があっても接続しないでください。

3 湧水・駐車場の排水について

- ・湧水槽の排水は汚水系へ接続してください。
- ・屋外駐車場で屋根がなく雨水の排除が主な場合は雨水系へ接続してください。

4 外流し・足洗場排水について

- ・一般戸建住宅の場合、雨水が直接侵入する構造のものについては雨水系への接続となりますが、下流側に浸透柵がある場合は汚水系へ接続してください。
- ・事業所や共同住宅等の場合は溜め柵で受けてから汚水系へ接続してください。

5 空調ドレン排水について

水冷式及び空冷式共に汚水系へ接続してください。（砂等の混入の無い汚水排水のため、接続にあたっては溜め柵ではなくインバート柵を使用）

6 ゴミ置き場について

屋内ゴミ集積所の洗浄排水は、砂等の混入の可能性があるため、原則、溜め桝トラップにより汚水系へ接続してください。（封水切れになることを考慮し泥溜めは25cm以上とする）

7 受水槽・消火水槽について

- ・オーバーフロー排水や水抜栓からの間接排水は溜め桝で受けてから汚水系へ接続してください。
- ・間接排水については、地表面からの雨水の流入に留意してください。

8 給湯器排水について

エコジョーズ（ガス）、エネファーム、エコキュート（電気）は、汚水系へ接続することを原則とします。（エコジョーズ、エネファームの場合は一定要件を満たせば、雨水系統への排水が認められる場合があります。）

9 土被り等について

- ・現場状況や排水管周辺の荷重状況（車両の通行が無い等）により、やむを得ない場合もありますが、排水管の保護のため、適正な土被りを確保してください。
- ・露出配管の場合は耐候性に留意（VP管等の使用）し、図面に明記してください。

10 各階平面図について

- ・排水が2階に無いときは、「2階は排水無し」と図面に明記することにより間取り図の記入が不要となります。
- ・勾配計算時におけるドロップ桝の深さ表記は、入りの深さと落差を記入してください。
- ・浸透桝の深さには、泥溜めの寸法も忘れずに表記してください。

11 除害・排水ポンプ関係について

- ・老人福祉施設や寮などのグリーストラップ（GT）設置についても協議が必要です。
- ・病院や学校など廃液は水質協議が必要です。
- ・コンビニエンスストアで流し台がある場合、法令上GTが必要となりますので注意願います。
- ・高温、食洗機排水はGTに流入しないよう、申請者、設計者にお伝えいただけますようお願いいたします。
- ・油脂分の多い業種のGTは、一般的業種に比べ「2倍の容量」が必要となりますので注意してください。

- ・GTの管理不十分による「本管つまり」が多々発生しています。維持管理の必要性について申請者へ説明いただきますようお願いいたします。
- ・竣工時において、厨房等に設置したグリーストラップが「阻集器仕様書」の機種と同一であることが確認できるよう、本体の機種プレート等が確認できる写真を提出してください。
- ・排水ポンプの選定にあたっては、排水槽の有効容量の排水を15～20分程度で排水可能な吐出し能力としてください。

12 下水道使用水について

- ・下水道に地下水（井戸水・湧水等）を流す場合は、排水設備確認申請書に確実に明示してください。
- ・井戸水を使用する場合は、使用している水栓を確認し図面に『井』の表示をしてください。

13 「下水道排水設備設計指針」で判断のつかない個別案件について

指針と照らし合わせても判断できない案件については、申請及び変更申請前（施工前）に排水設備係と協議をしてください。基準外の施工を行った後に「確認書提出」に来庁する方がまれに見受けられます。現場条件はそれぞれ異なり、場合によっては認められないものもありますので、お客様へ迷惑のかからないよう「必ず」申請や施工前に相談・協議してください。

14 造成宅地滑動崩落防止施設の保全について

東日本大震災により地盤の滑動崩落被害を受け造成宅地滑動崩落緊急対策事業の対象となり滑動崩落防止施設工事を施工した宅地において、建築物の新築、改築、又は増築する場合は届出が必要です。排水設備の掘削工事も届出の対象となりますので注意してください。（相談窓口：仙台市都市整備局建築宅地部宅地保全課宅地保全係）

15 施設暫定管理元（区画整理組合等）における申請について

区画整理事業中の箇所は、検査を受け合格した部分から段階的に供用開始（申請可能）となる場合がありますが、排水設備の接続には、区画整理組合等の許可が必要となることから、申請の前に区画整理組合等にご確認ください。

16 適切な手続きについて

建築工事全体は完成していないが、公共下水道本管に排水できる状態になり使用を開始する場合は、一部竣工の手続きを行ってください。（FAXの届出でも可）

また、一部竣工届を提出したものの、いつまでも竣工届を提出しない案件があります。

速やかに竣工の手続きをお願いします。

17 その他

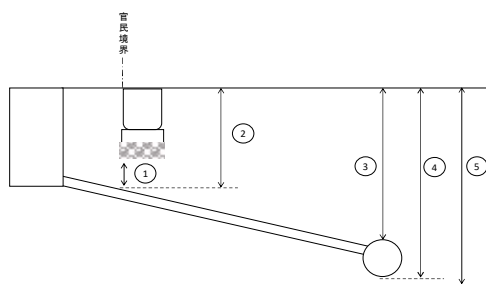
- ・ U型側溝等に接続する場合には、管の突き出しや仕上げ不足により雨水の流れを阻害しないよう、側溝等の内面仕上げに注意してください。
- ・ 合流地域で面前道路にU型側溝がある場合、市道であれば接続はできません。私道の場合はU型側溝の所有者の了承を得た場合に限り接続することは可能です。
- ・ 国道の側溝（側道含む）への雨水接続は認められません。（仙台市管理の国道を除く）
- ・ 柵のキャップ止めがあるときは竣工時に写真を提出してください。特に目視で確認できなくなる部分の写真は忘れずに撮影し提出してください。
- ・ 美容院など洗髪機があるときは、ヘアーキャッチャーのカタログを添付してください。
- ・ 一部改造・改築工事においても、公共ますまでの図面の記載が必要です。
- ・ 給水申請を仮収受で行った場合、条件書のコピーを添付してください。また、収受番号が出たときは申請書に記載し、速やかに排水受付窓口へ提出してください。
- ・ 前面道路が市道ではない場合（私道、共有通路等）、市道までの雨水の排除ルートを確認してください。
- ・ 申請者住所は、マンション、アパート等の建物名も省略せずに正しく記入してください。また、申請者名には正しくふりがなを付記してください。
- ・ 開発行為工事完了検査前の宅地で排水設備の確認申請をする場合は、開発行為許可等の写しが必要となるので、事前に排水設備係へ必要書類の確認をしてください。
- ・ 浄化槽からの切換え工事は、別途「浄化槽使用廃止届」の届出が必要です。
届出先：下水道調整課施設係
- ・ 事業計画区域外（認可区域外）での申請を行う場合は、事前に区域外流入について申請が必要です。
申請先：下水道調整課管理係
- ・ 現地調査不足や建築業者との打合せ不足と思われる変更や検査後の竣工図の再提出が多く見受けられます。十分な現地調査・打合せをお願いします。
- ・ ます表の不備が多く見受けられます。ます表を作成したら十分「社内」でチェックを行い申請してください。（竣工図も同様で逆勾配での誤記載が多くみられます。）
- ・ 給排水同時検査希望時の排水設備の竣工書類提出について「検査日前日」など差し迫ってからの提出が多く、また変更箇所が多く「設計変更」の手続きが必要となる場合も多く見受けられます。余裕を持った提出をお願いします。（同時検査希望の際の竣工届提出は給排水同日提出が原則です。）
- ・ 竣工受付後に、竣工図の差替えを行う案件が見受けられます。竣工図を作成する際は、現場をよく確認し、作成ミスが無いようにお願いします。

【公共ます取付管申請時・竣工時の留意事項】

1 申請図・申請書の作成について

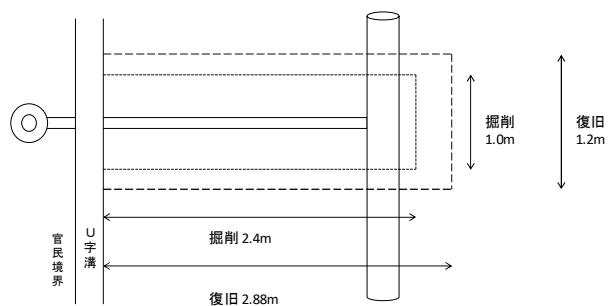
- ・ L型側溝がある場合は撤去・再設置，U型側溝がある場合は撤去・再設置またはさや管工法を記載してください。
- ・ 下水道本管から官民境界までの距離（占用延長）を記載してください。
- ・ 1.5m以上の掘削深度であれば，土留め工を施工する旨を記載してください。
- ・ ます設置位置については隣接境界からなるべく 1.0m 以上離してください。
（ブロック塀，擁壁等に悪影響を及ぼさないよう考慮が必要。）
- ・ 公共ますはなるべく $\phi 40 \times 90$ 以上を設置してください。
（U型側溝がある場合基礎に干渉する，また現在側溝等が無い場合でも将来設置される可能性を考慮する必要があるため。）
- ・ 施工（掘削）場所に近接して電柱や標識等がある場合，事前に担当部署（会社）との移設等協議を行ったうえで図面を作成してください。
- ・ 復旧断面図は，取付管基礎厚，路盤厚，舗装厚（仮復旧・本復旧），取付管基材料，埋戻し材料，路盤材料，舗装材料を記載してください。また，管明示シート設置位置を記載してください。
- ・ 掘削面積，復旧面積の計算ミスが無いように必ず確認してください。

申請図面記載事項について



- ① U型側溝等構造物の基礎砕石下端と取付管の離隔(10cm以上)
 - ② 官民境界部の取付管土被り(道路内最低土被り60cm以上)
 - ③ 本管土被り
 - ④ 本管管底
 - ⑤ 道路掘削深
- ①～⑤について記載漏れが無いよう確認してください
(上記項目以外については現況通り記載)

砂利敷・未舗装等の場合



※施工箇所が砂利敷等の場合、掘削幅の1.2倍を復旧幅とする

上記例の場合、掘削幅1.0m、2.4mをそれぞれ1.2倍した1.2m、2.88mを復旧幅とする

- ・ 施工場所は住居表示を記載してください。（可能な限り○番△号まで記載）住居表示が未定の場合は「分筆前」時点の住所，または隣地の住所を記載してください。
- ・ 水道との共理工事の申請図（掘削図）を作成する場合は，水道の収受番号は削除してください。また，掘削平面図では，下水管掘削部分のみ斜線を引いてください。その場合，側溝部分は斜線記入対象外となることに注意願います。また，下水道が親で本復旧を行

う場合は、他事業掘削部分も含めて斜線を引いてください。

2 取付管工事の申請時提出書類について

- 市負担取付管工事の申請を行う際は、申請地に接する土地の所有者を確認するため接する土地の謄本全てが必要となりますので注意願います。(要約書及び売買契約書は不可) また、他企業埋設管や電柱等がある場合は、埋設位置や管径等を調査のうえ、取付管工事に支障がないことを確認し、申請図面に記載してください。なお、他企業への照会文書の回答や図面も添付してください。
- 申請時添付の着手前写真については、申請地及び周囲の状況がわかる「全景」と、ます設置箇所や隣接構造物（U型側溝や擁壁など）がわかる「詳細」を撮影し、提出してください。
- 1つの物件で「道路掘削あり」と「道路掘削なし（宅内のみ）」が混在する場合、申請は分けて行ってください。
- 公共ます・取付管工事に伴う提出書類について

公共ます・取付管申請（自己負担・市負担）	取付管工事の手引き参照
公共物使用申請 添付書類 (位置図・写真・申請図・公図・境界確定図)	3部
公共物完了届提出写真	2部
完了届添付書類 (位置図, 出来形図, 申請図 (変更図) 等)	
市道, 公共物等	2部
私道, 宅内	1部

3 道路管理者等（区役所道路課等）からの指導・指摘事項

- 三面土留仮設工を徹底してください。(安全管理の徹底)
- 取付管埋設時、管表示テープを設置してください。
- 側溝下部の「さや管押し込み工法」の写真は、真上からと横方向から撮影し、基礎砕石下端との離隔（10cm以上）がわかるようスタッフ等をあててください。また、さや管と本管の空隙部分にはモルタル等を適切に充填した写真を提出してください。
- 「さや管押し込み工法」の工程写真は、道路側と宅地側から撮影してください。
- 埋戻し（RC-40）は一層 20cm 以下毎に確実に転圧を実施し、各層の施工状況および転圧完了状況の写真を撮影してください。
- 舗装種別毎の最低土被り、復旧路盤厚および舗装厚は確実に確保し、写真を撮影してください。(事前の相談等も無く、基準を満たさない施工については再施工を指示されます。)

舗装等の厚さは原則、原形復旧となります。)

- ・道路占用工事期間の延長申請は、占用許可期限内に申請することが必要ですので、早めに協議を行い提出してください。
- ・舗装本復旧は絶縁線を考慮して行ってください。また、工事施工箇所が複数で近接している場合やC・D舗装の場合は、道路管理者より拡大舗装復旧を命じられる場合があるため、既存舗装の状況等を考慮のうえ、施工前に協議を行ってください。
- ・舗装仮復旧を行った後の圧密沈下で段差が生じたことによる事故等が発生しております。本復旧を行うまでの間「現場管理の徹底」をお願いします。また、本復旧完了後においても、道路管理者へ道路占用工事完了届を提出し受理されるまでは現場管理の責任が伴いますので、工事完了後は速やかに工事完了書類の提出をしてください。

4 その他

- ・物損事故を防止するため、他企業引き込み管に細心の注意を図ってください。
- ・宅地内に設置する公共ます等の埋戻しの不備で圧密沈下により陥没し、お住まいのお客様が不利益を被ることのないよう、十分な施工管理をお願いします。
- ・宅盤の高さ変更のため、公共ますの嵩上げ・嵩下げが公認店以外の業者により無届で行われている事例が多く発生しております。適切に協議・申請を行うことを元請（建築業者等）に注意するようお願いします。
- ・埋蔵文化財包蔵地、河川保全区域等に該当するか調査・確認し、必要に応じて各関係機関と協議してください。該当する場合は届出等が必要となります。
- ・台帳はあくまでも「参考図」です。現地調査や竣工図の確認など詳細な調査をお願いします。（台帳に公共ますの記載が無くても、「竣工図」に記載があるケースがあります。）
- ・自己負担の取付管工事で「排水設備の確認申請を伴わない取付管工事のみ」の場合や「本管延伸を伴う取付管工事」の場合は、下水道調整課での受付となります。
- ・市負担の取付管工事で、掘削深が概ね3m以上等の施工条件が困難な場合であったり、本管延伸の延長が10m以上のものは、管路建設課での受付となります。案件ごとに発注することになり相当の期間がかかりますので、早めに窓口にご相談ください。
- ・自己負担取付管工事申請の週締切については「水曜日」ですのでご注意ください。工事施工日が差し迫ってからの申請が多くみられますが、占用の許可が出るまで時間を要する場合がありますので、期日に余裕を持った申請をお願いします。
- ・法定外公共物への申請の場合、施工前に着手届の提出が必要となります。施工予定日の2週間前の締切日（水曜日）までに公共ます受付窓口へ提出してください。